

第四次 取手市男女共同参画計画

概要版



取手市



第四次取手市男

男女共同参画社会をめざして

市民の誰もが性別等にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざします。

取手市が目指す男女共同参画社会とは

すべての人が家庭・地域・職場のあらゆるところで

性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、個人としての人権が尊重され

男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択でき

男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保され

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるよう

心豊かに、自分らしく輝いて暮らせる活力ある社会です。

女共同参画計画

計画期間 令和4年度～令和8年度（5年間）

取手市では、男女共同参画社会の実現を目指し、「第四次取手市男女共同参画計画」を策定しました。

この計画は、令和2年10月と令和3年1月に実施した「男女共同参画市民意識調査」と「男女共同参画事業所意識調査」の結果や、第三次計画の成果と課題を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や男女共同参画地域社会の変化、社会経済の取手市男女共同参画計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市の推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市の基本計画としても位置付け、男女共同参画の推進にとって重要な要素である「女性の活躍推進」や「配偶者等からの暴力の防止」などの充実を図った計画です。



計画書全編はホームページからご覧になれます。





3つの目標のもと9の主要課題と
25の施策の基本方向を設定し
総合的かつ計画的に男女共同参画を推進します

◇計画の目標と施策の体系

基本目標 1

誰もが輝き活躍できる社会づくり

主要課題

- 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大
- 2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備
- 3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

基本目標 2

誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

主要課題

- 4 あらゆる暴力を許さない社会づくり
- 5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援
- 6 生涯にわたる健康の支援
- 7 男女共同参画の視点に立った防災対策

基本目標 3

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

主要課題

- 8 男女共同参画の視点に立った意識改革
- 9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

目標1

誰もが輝き活躍できる社会づくり

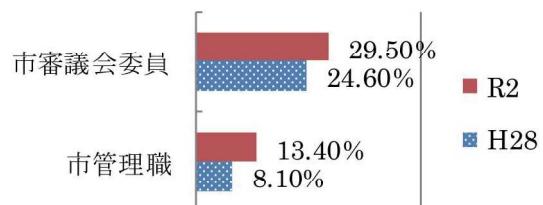
《現状と課題》

- 市の各種審議会等委員及び市職員管理職における女性の割合は、5年前の平成28年と比較すると増えていますが、低い水準にとどまっています。
(参考:令和2年度国における女性審議会等委員割合40.7%、全国市町村平均課長相当職管理職女性割合17.8%)⇒女性自身が物事を決める場面や様々な分野に積極的に参画するよう男女双方の意識改革を促し、誰もが自身の希望に応じて活動できる社会としていくことが必要です。
- 市民意識調査によると、家事、育児、介護・看護に費やす1日あたりの平均時間はいずれも女性の方が多くなっています。
⇒男性が家事や育児等をすることへの理解や意識改革を促進することが重要です。

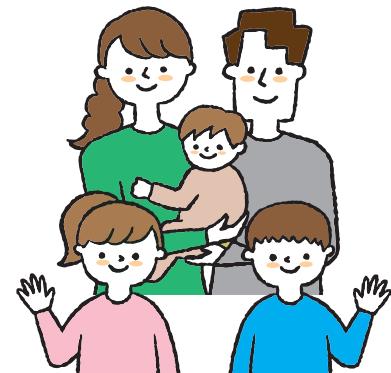
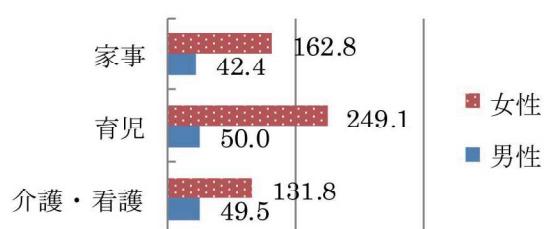
施策の方向性

- ◆各種審議会等・委員会等への女性の参画の拡大
- ◆市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進
- ◆企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進
- ◆ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現
- ◆子育て・介護支援体制の整備・充実
- ◆家庭生活における男女共同参画の推進
- ◆地域社会における男女共同参画の推進
- ◆男性の家事・育児・介護への参加の促進

市女性参画の状況（女性割合）



市民の1日に費やす平均時間（平日）分



主な目標

- 市の各種審議会等における女性委員の割合
R2 29.5% ⇒ R8 35.0% 以上
- 市の管理職のうち、女性職員の割合
R2 13.4% ⇒ R8 25.0% 以上
- ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度
R2 43.8% ⇒ R8 50.0% 以上
- 男性の家事に費やす平均時間（1日あたり）
R2 42.4分 ⇒ R8 60分※平日平均

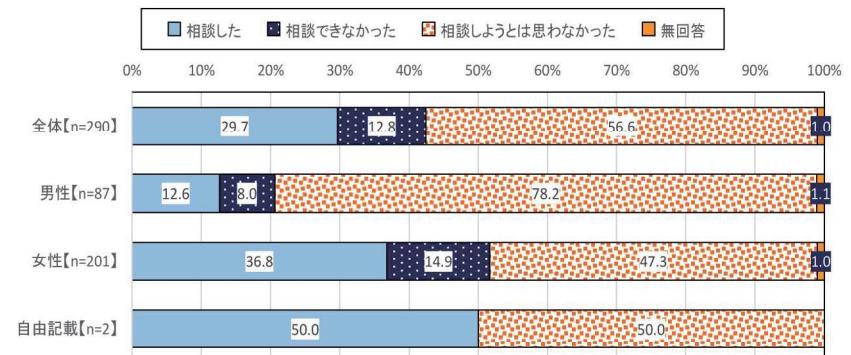
目標2

誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

《現状と課題》

●市民意識調査において、DVを受けたことがある人に相談したかを尋ねたところ、平成28年度調査時は52.0%の人が「相談した」と答えたのに対し、令和2年度は29.7%にとどまるという結果が出ました。相談できなかった人は男性で8.0%に対し、女性は14.9%でした。⇒被害者が安心して相談できる窓口の周知が必要です。

【市民意識調査】(配偶者等からの暴力を受けたことがある人)
受けた暴力について相談したか。



施策の方向性

- ◆配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援
- ◆安心して相談できる体制の充実
- ◆あらゆる暴力やハラスメントの防止
- ◆ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々が安心して生活できる環境の整備
- ◆高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- ◆障害のある人々の自立した生活に対する支援
- ◆外国人住民が安心して暮らせる環境の整備
- ◆多様な性のあり方や多様な生き方を認め合う社会づくり
- ◆性差やライフステージに応じた健康の保持増進支援
- ◆妊娠・出産などに対する健康支援、理解促進
- ◆災害対策への男女共同参画の視点強化
- ◆防災施策・方針決定過程、防災現場における女性の参画拡大



主な目標

- 受けたDVについて「どこに相談してよいのかわからなかった」と答える人の割合
R2 11.9% ⇒ R8 10% 未満
- プレママ・プレパパ教室参加者数(延人数)
R2 214人 ⇒ R8 230人
- 女性の防災士資格取得人数
R2 4人 ⇒ R8 10人

目標3

男女共同参画の実現に向けた基盤の整備

《現状と課題》

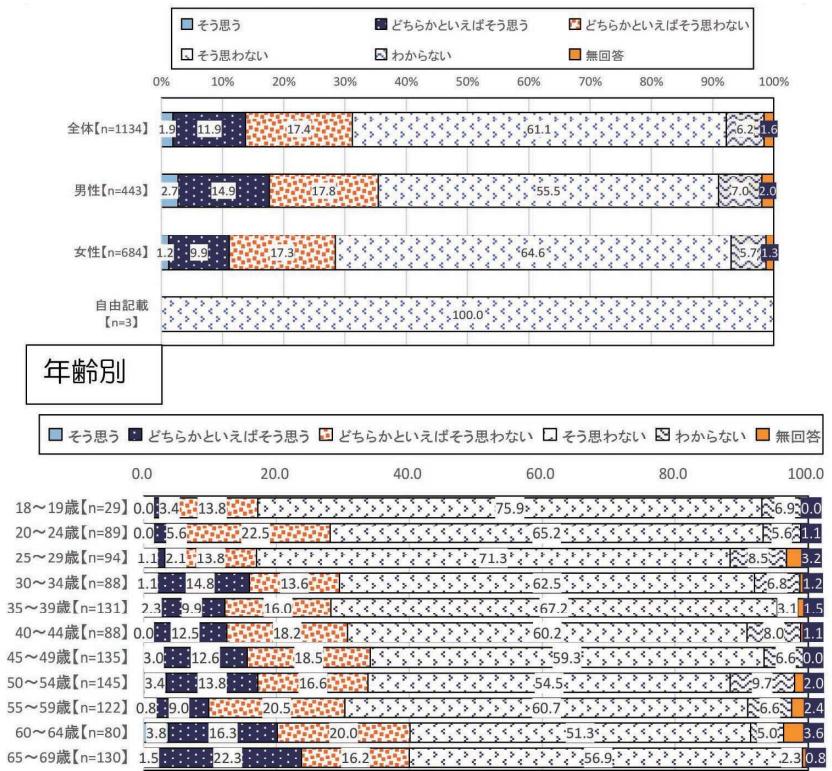
●市民意識調査の結果によると、「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方について、「そう思う」と答えた割合が5年前の調査時より減少し、「そう思わない」という割合は全体で30%近く増加しました。しかし、男女別で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合を見てみると、男性の方が女性よりそれぞれ高くなっています。また、年齢別で見ると、年齢が上がるにつれ、その傾向は高くなり、性別や年齢によって意識差がある結果が出ました。

⇒男女共同参画の意識づくりが、一定の効果を示しているものの、いまだに根強く残っている性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、引き続き、様々な媒体を通じての広報活動や、学習機会の提供などに積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

- ◆男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
- ◆人権尊重意識の啓発
- ◆国際社会の取り組みへの理解と協力
- ◆子どもの頃からの男女共同参画の理解と意識啓発
- ◆多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

【市民意識調査】「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」という考え方に対して



主な目標

■「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考えに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と思う人の割合について、50歳代以上の割合

R2 「そう思う」平均2.4%、
「どちらかといえばそう思う」平均15.4%
⇒ R8 令和2年度比較で減少

■学校における男女の平等感「平等と思う」割合

R2 61.3% ⇒ R8 70%以上

誰もが自分らしく 輝けるまち取手

この計画は

- (1) 「男女共同参画社会基本法」及び「取手市男女共同参画推進条例」に基づいて策定するものです。
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく推進計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画です。(基本目標2の一部)
- (4) 「取手市第六次総合計画」のまちづくりの基本方針の一つとして、他の方針との整合性を確保した計画です。
- (5) 市・市民・事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。
- (6) 男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な取組の方向と具体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための指針となる行動計画です。
- (7) 国際社会共通の目標「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を反映させた計画です。

第四次取手市男女共同参画計画（概要版）

令和4年3月

発行 取手市 市民協働課

〒302-8585 取手市寺田5139番地

TEL 0297-74-2141

FAX 0297-73-5995

E-mail s-shien@city.toride.ibaraki.jp